

国立大学法人群馬大学2号年俸制適用教員給与規則

令和元.10.1 制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、同条第2号に定める年俸制の適用を受ける教員（以下「2号年俸制適用教員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 2号年俸制適用教員は、教授、准教授、講師及び助教のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 新たに採用される者のうち、国から退職金相当額が措置される退職金に係る運営費交付金の対象者台帳（平成16年4月21日付け文部科学省大臣官房人事課長通知（16文科人第26号）において規定されているもの。以下「退職金対象者台帳」という。）に掲載された者
- (2) 退職金対象者台帳に掲載されていない者のうち、新たに退職金対象者台帳に掲載されることとなる者
- (3) この規則の施行日前日において、国立大学法人群馬大学教職員給与規則（以下「給与規則」という。）の適用を受ける者のうち、退職金対象者台帳に掲載されている者
- (4) この規則の施行日前日において、国立大学法人群馬大学年俸制適用教員給与規則の適用を受ける者のうち、退職金対象者台帳に掲載されている者
- (5) その他学長が特に必要と認める者

2 学長が特別に認める場合は、前項の規定を適用しないことができる。

(給与の種類)

第3条 2号年俸制適用教員の給与は、次条に定める基本年俸、業績給、俸給の調整額及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、管理職手当、管理教職員特別勤務手当、初任給調整手当、未来先端研究担当手当、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、安全衛生管理手当、放射線取扱手当、夜間診療手当、病理解剖待機手当、入試手当、分娩手当、新生児担当医手当、夜間等緊急診療手当、学校医手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当とする。

3 2号年俸制適用教員の基本月額額は、基本年俸の12分の1とする。

(基本年俸)

第4条 新たに2号年俸制適用教員となる者の基本年俸の額は、2号年俸制適用教員の学歴、研究歴、業績及び予算等を勘案して、別表第1に定める俸給表により、学長が決定する。

2 前項の規定により難い特別な事情がある場合は、学長が認める方法により決定するこ

とができる。

- 3 基本年俸は、直近の群馬大学教員業績評価実施要項に定める複数年評価結果（以下「複数年評価結果」という。）に応じて、当該複数年評価結果を受けた日以後最初の1月1日に改定することができる。
- 4 基本年俸の改定は、複数年評価結果に応じて別表第2の改定号俸数表に定める号俸数を加算した号俸とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、55歳に達する日前の直近の基本年俸の改定については、別に定める。
- 6 第3項及び第4項の規定は、職名の最高の号俸を受ける2号年俸制適用教員には、適用しない。
- 7 その他基本年俸に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の支給日）

- 第5条 基本月額、俸給の調整額及び諸手当は、給与規則第4条の規定に準じて支給する。この場合において、給与規則第4条第1項の規定にある「俸給」とあるのは、「基本月額及び俸給の調整額」と読み替えるものとする。
- 2 業績給は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

（給与の支払等）

- 第6条 2号年俸制適用教員の給与は、給与規則第5条及び第6条の規定に準じて支給する。この場合において、給与規則第6条第1項の規定にある「俸給月額」とあるのは、「基本月額」と読み替えるものとする。

（業績給）

- 第7条 業績給は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する2号年俸制適用教員（これらの基準日前1箇月以内に離職（解雇は就業規則第13条第1号及び同規則第14条の規定による解雇に限る。以下同じ。）し、又は死亡した2号年俸制適用教員を含む。以下同じ。）に対して支給する。
- 2 業績給の額は、別表第3による業績年俸額に別に定める業績年俸調整額を加算した額とし、それぞれ基準日現在及び基準日前1箇月以内に離職又は死亡した日現在において2号年俸制適用教員が受けるべき業績給の2分の1（俸給の半額が減ぜられている場合は4分の1）の額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務状況に応じて、別に定める在職期間別支給割合及び直近の群馬大学教員業績評価実施要項に定める単年度評価に応じて別表第4に定める業績給率を乗じて得た額とする。
 - 3 基準日にそれぞれ在職する2号年俸制適用教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、業績給は支給しない。
 - （1）無給休職者（就業規則第17条第1項第1号、第4号又は第5号の規定により休職にされている2号年俸制適用教員のうち、給与の支給を受けていないものをいう。）

- (2) 刑事休職者（就業規則第17条第1項第2号の規定により休職にされている2号年俸制適用教員をいう。）
 - (3) 停職者（就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている2号年俸制適用教員をいう。）
 - (4) 育児休業者（育児休業等規則第4条の規定により育児休業をしている2号年俸制適用教員（基準日以前に勤務した期間がある2号年俸制適用教員を除く。）をいう。）
 - (5) 介護休業者（育児休業等規則第23条の規定により介護休業をしている2号年俸制適用教員（基準日以前に勤務した期間がある2号年俸制適用教員を除く。）をいう。）
 - (6) 自己啓発等休業教職員（国立大学法人群馬大学教職員自己啓発等休業に関する規則（以下「自己啓発等休業規則」という。）の規定により自己啓発等休業をしている者をいう。）
- 4 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績給（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績給）は支給しない。
- (1) 基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第45条の規定により懲戒解雇又は諭旨解雇された2号年俸制適用教員
 - (2) 基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第13条第2号及び第3号の規定により解雇された2号年俸制適用教員
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した2号年俸制適用教員（前2号に掲げる者を除く。）で、離職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (4) 次項の規定により業績給の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 5 業績給を一時差し止めとすることが適当と認められる事由のある2号年俸制適用教員については、これを一時差し止めとする。
- 6 その他業績給に関し必要な事項は、別に定める。

（俸給の調整額及び諸手当）

第8条 俸給の調整額、諸手当の額、支給要件等は、給与規則を準用する。

2 俸給の調整額については、給与規則第14条の規定にある「俸給月額」を「基本月額」と読み替えるものとする。地域手当及び人事交流手当については、給与規則第19条及び第19条の2の規定にある「俸給」を「基本月額及び俸給の調整額」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により給与規則を準用するにあたっては、教育職員俸給表（一）の額によるものとし、左欄に掲げる2号年俸制適用教員の職名に応じ、右欄に掲げる職務の級の額をそれぞれ適用する。

職名	職務の級
教授	5級

准教授	4級
講師	3級
助教	2級

(超過勤務手当等)

第9条 2号年俸制適用教員に次の各号に掲げる勤務をさせた場合には、当該各号に定める手当を給与規則第32条から第34条までの規定に準じて支給する。

- (1) 正規の労働時間を超える勤務 超過勤務手当
- (2) 休日における勤務 休日給
- (3) 深夜における正規の労働時間としての勤務 夜勤手当

2 前項の規定により支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額は、基本月額及び俸給の調整額、これに対する地域手当及び人事交流手当、管理職手当及び初任給調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の通常の勤務日(365日から週休日及び休日を除いた日)に7.75を乗じたもので除して得た額を勤務1時間あたり基本額(以下「基本額」という。)として算出するものとする。この場合において、基本額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 第1項第1号から第3号に規定する勤務が、放射線取扱手当、分娩手当、新生児担当医手当又は学校医手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、基本額は、当該勤務に係る勤務1時間あたりの手当の額を、前項の規定により算出した額に加算した額とする。

(休職時の給与)

第10条 2号年俸制適用教員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第14条又は第22条の2の規定による休業補償給付又は休業給付を受けるときは、給与の額からその補償の額を控除した額を支給する。

2 2号年俸制適用教員が前項以外の傷病に該当して休職にされたときは、その休職期間が1年(結核性疾病にあつては2年)に達するまでは、基本月額、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び業績給の100分の80を支給することができる。

3 2号年俸制適用教員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職期間中、基本月額、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、人事交流手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 2号年俸制適用教員が調査・研究等又は災害により休職にされたときは、その休職期間中、基本月額、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び業績給のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、災害により休職にされたときで、当該休職が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。この場合において、第1項ただし書を準用する。

- 5 2号年俸制適用教員が前4項以外の事由により休職にされたときは、その休職期間中、必要に応じて、基本月額、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、人事交流手当、住居手当及び業績給のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 休職にされた2号年俸制適用教員には、他の規則等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等の給与)

第11条 国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則により育児休業等をする2号年俸制適用教員の給与については、同規則に定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 勤務1時間当たりの給与額は、給与規則第38条の規定を準用する。この場合において、給与規則第38条1項の規程にある「俸給」とあるのは、「基本月額及び俸給の調整額」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第13条 2号年俸制適用教員が勤務しないときは、給与規則第35条の規定に準じて給与を減額する。

(端数の処理)

第14条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第15条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第3号及び第4号に規定する事項は、令和2年4月1日から施行し、当分の間、希望した者のみに適用するものとする。
- 2 平成31年4月1日からこの規則の施行日前日までの間に採用又は昇任等した者のうち、この規則の適用を受けることに同意した者については、2号年俸制適用教員とする。

別表第1 2号年俸制適用教員俸給表(第4条関係)

職名	助教	講師	准教授	教授
号俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸
1	2,575,200	3,303,600	3,870,000	4,872,000
2	2,602,800	3,339,600	3,904,800	4,899,600
3	2,629,200	3,373,200	3,942,000	4,928,400
4	2,655,600	3,406,800	3,978,000	4,958,400
5	2,680,800	3,440,400	4,016,400	4,983,600
6	2,706,000	3,470,400	4,050,000	5,013,600
7	2,732,400	3,496,800	4,081,200	5,040,000
8	2,757,600	3,525,600	4,113,600	5,070,000
9	2,785,200	3,556,800	4,149,600	5,090,400
10	2,814,000	3,586,800	4,185,600	5,120,400
11	2,842,800	3,615,600	4,222,800	5,148,000
12	2,871,600	3,646,800	4,262,400	5,175,600
13	2,896,800	3,674,400	4,296,000	5,192,400
14	2,925,600	3,698,400	4,321,200	5,218,800
15	2,954,400	3,723,600	4,348,800	5,245,200
16	2,983,200	3,746,400	4,380,000	5,272,800
17	3,007,200	3,772,800	4,407,600	5,298,000
18	3,044,400	3,799,200	4,434,000	5,326,800
19	3,081,600	3,823,200	4,461,600	5,354,400
20	3,118,800	3,847,200	4,486,800	5,383,200
21	3,153,600	3,871,200	4,510,800	5,408,400
22	3,189,600	3,901,200	4,536,000	5,436,000
23	3,224,400	3,932,400	4,561,200	5,464,800
24	3,259,200	3,966,000	4,585,200	5,492,400
25	3,292,800	3,990,000	4,602,000	5,516,400
26	3,324,000	4,016,400	4,623,600	5,542,800
27	3,354,000	4,042,800	4,645,200	5,568,000
28	3,386,400	4,072,800	4,668,000	5,594,400
29	3,420,000	4,101,600	4,690,800	5,619,600
30	3,448,800	4,128,000	4,711,200	5,647,200
31	3,475,200	4,153,200	4,731,600	5,673,600
32	3,504,000	4,176,000	4,752,000	5,698,800
33	3,531,600	4,200,000	4,771,200	5,721,600
34	3,558,000	4,227,600	4,792,800	5,746,800
35	3,588,000	4,255,200	4,810,800	5,774,400
36	3,615,600	4,281,600	4,832,400	5,800,800
37	3,645,600	4,300,800	4,845,600	5,826,000
38	3,666,000	4,324,800	4,864,800	5,850,000
39	3,686,400	4,350,000	4,882,800	5,872,800
40	3,706,800	4,372,800	4,900,800	5,895,600
41	3,729,600	4,395,600	4,911,600	5,919,600
42	3,738,000	4,418,400	4,930,800	5,942,400
43	3,748,800	4,440,000	4,948,800	5,962,800
44	3,759,600	4,461,600	4,968,000	5,985,600
45	3,770,400	4,483,200	4,983,600	6,008,400
46	3,783,600	4,504,800	5,002,800	6,030,000
47	3,794,400	4,522,800	5,019,600	6,051,600
48	3,807,600	4,544,400	5,038,800	6,074,400
49	3,818,400	4,562,400	5,055,600	6,094,800
50	3,831,600	4,581,600	5,071,200	6,115,200
51	3,842,400	4,600,800	5,086,800	6,136,800
52	3,853,200	4,621,200	5,102,400	6,159,600
53	3,867,600	4,634,400	5,110,800	6,178,800
54	3,879,600	4,652,400	5,122,800	6,198,000
55	3,891,600	4,669,200	5,133,600	6,218,400
56	3,903,600	4,688,400	5,144,400	6,237,600
57	3,912,000	4,704,000	5,155,200	6,256,800
58	3,925,200	4,720,800	5,166,000	6,272,400
59	3,938,400	4,736,400	5,176,800	6,288,000
60	3,950,400	4,754,400	5,187,600	6,302,400
61	3,962,400	4,770,000	5,198,400	6,316,800
62	3,974,400	4,786,800	5,209,200	6,328,800
63	3,987,600	4,804,800	5,221,200	6,340,800
64	4,000,800	4,822,800	5,234,400	6,352,800
65	4,009,200	4,834,800	5,245,200	6,360,000
66	4,022,400	4,848,000	5,257,200	6,370,800

67	4,030,800	4,860,000	5,269,200	6,381,600
68	4,044,000	4,873,200	5,280,000	6,392,400
69	4,051,200	4,885,200	5,292,000	6,403,200
70	4,064,400	4,896,000	5,304,000	6,412,800
71	4,075,200	4,905,600	5,314,800	6,421,200
72	4,088,400	4,915,200	5,326,800	6,427,200
73	4,092,000	4,924,800	5,338,800	6,435,600
74	4,104,000	4,935,600	5,349,600	6,441,600
75	4,116,000	4,945,200	5,360,400	6,451,200
76	4,128,000	4,954,800	5,372,400	6,458,400
77	4,140,000	4,963,200	5,382,000	6,464,400
78	4,152,000	4,969,200	5,388,000	6,471,600
79	4,162,800	4,974,000	5,396,400	6,478,800
80	4,173,600	4,978,800	5,403,600	6,486,000
81	4,185,600	4,982,400	5,413,200	6,493,200
82	4,197,600	4,987,200	5,421,600	
83	4,209,600	4,990,800	5,425,200	
84	4,221,600	4,995,600	5,432,400	
85	4,228,800	4,999,200	5,437,200	
86	4,236,000	5,004,000	5,442,000	
87	4,243,200	5,008,800	5,446,800	
88	4,250,400	5,013,600	5,450,400	
89	4,257,600	5,017,200	5,454,000	
90	4,262,400	5,022,000	5,458,800	
91	4,267,200	5,026,800	5,463,600	
92	4,273,200	5,030,400	5,467,200	
93	4,279,200	5,034,000	5,470,800	
94	4,284,000	5,038,800	5,475,600	
95	4,290,000	5,042,400	5,479,200	
96	4,296,000	5,046,000	5,482,800	
97	4,303,200	5,049,600	5,486,400	
98	4,309,200	5,054,400	5,491,200	
99	4,314,000	5,058,000	5,494,800	
100	4,320,000	5,061,600	5,498,400	
101	4,324,800	5,065,200	5,502,000	
102	4,330,800	5,070,000		
103	4,334,400	5,073,600		
104	4,340,400	5,077,200		
105	4,346,400	5,080,800		
106	4,351,200	5,085,600		
107	4,357,200	5,089,200		
108	4,363,200	5,092,800		
109	4,368,000	5,096,400		
110	4,374,000	5,100,000		
111	4,380,000	5,103,600		
112	4,384,800	5,107,200		
113	4,389,600	5,110,800		
114	4,394,400	5,114,400		
115	4,400,400	5,118,000		
116	4,405,200	5,121,600		
117	4,410,000	5,124,000		
118	4,414,800			
119	4,420,800			
120	4,425,600			
121	4,429,200			
122	4,434,000			
123	4,440,000			
124	4,443,600			
125	4,448,400			
126	4,454,400			
127	4,460,400			
128	4,465,200			
129	4,470,000			
130	4,476,000			
131	4,482,000			
132	4,488,000			
133	4,494,000			
134	4,500,000			
135	4,506,000			
136	4,512,000			
137	4,518,000			
138	4,524,000			
139	4,530,000			
140	4,536,000			
141	4,542,000			

別表第2 改定号俸数表(第4条関係)

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII
一般職員(55歳未満の者)	24	18	14	12	10	6	0
特定職員(55歳未満の者)	24	17	12	9	8	6	0
55歳を超える者	6	3	1	0	0	0	0

備考

特定職員とは、職名が教授である者

別表第3 業績年俸表(第7条関係)

職名	助教	講師	准教授	教授
号俸	業績年俸	業績年俸	業績年俸	業績年俸
1	951,000	1,341,000	1,571,000	2,068,000
2	961,000	1,356,000	1,586,000	2,079,000
3	971,000	1,369,000	1,601,000	2,092,000
4	980,000	1,383,000	1,616,000	2,105,000
5	989,000	1,397,000	1,631,000	2,115,000
6	999,000	1,409,000	1,644,000	2,128,000
7	1,009,000	1,419,000	1,657,000	2,139,000
8	1,017,000	1,431,000	1,670,000	2,152,000
9	1,028,000	1,444,000	1,685,000	2,160,000
10	1,039,000	1,456,000	1,699,000	2,173,000
11	1,049,000	1,468,000	1,715,000	2,185,000
12	1,060,000	1,480,000	1,730,000	2,196,000
13	1,069,000	1,492,000	1,745,000	2,204,000
14	1,080,000	1,502,000	1,755,000	2,215,000
15	1,090,000	1,512,000	1,766,000	2,226,000
16	1,101,000	1,521,000	1,778,000	2,238,000
17	1,110,000	1,532,000	1,789,000	2,249,000
18	1,123,000	1,543,000	1,800,000	2,261,000
19	1,138,000	1,553,000	1,811,000	2,272,000
20	1,151,000	1,562,000	1,821,000	2,285,000
21	1,164,000	1,571,000	1,831,000	2,296,000
22	1,177,000	1,584,000	1,842,000	2,307,000
23	1,190,000	1,596,000	1,852,000	2,319,000
24	1,203,000	1,611,000	1,862,000	2,332,000
25	1,215,000	1,619,000	1,869,000	2,342,000
26	1,227,000	1,631,000	1,877,000	2,353,000
27	1,238,000	1,641,000	1,886,000	2,363,000
28	1,250,000	1,654,000	1,895,000	2,375,000
29	1,262,000	1,665,000	1,905,000	2,385,000
30	1,273,000	1,676,000	1,913,000	2,397,000
31	1,283,000	1,687,000	1,921,000	2,408,000
32	1,293,000	1,695,000	1,930,000	2,419,000
33	1,369,000	1,705,000	1,937,000	2,428,000
34	1,379,000	1,717,000	1,946,000	2,439,000
35	1,391,000	1,728,000	1,953,000	2,451,000
36	1,401,000	1,738,000	1,962,000	2,462,000
37	1,413,000	1,746,000	1,968,000	2,473,000
38	1,421,000	1,756,000	1,975,000	2,483,000
39	1,429,000	1,766,000	1,983,000	2,492,000
40	1,437,000	1,775,000	1,990,000	2,502,000
41	1,445,000	1,785,000	1,994,000	2,512,000
42	1,449,000	1,794,000	2,001,000	2,522,000
43	1,452,000	1,803,000	2,009,000	2,531,000
44	1,457,000	1,811,000	2,017,000	2,540,000
45	1,461,000	1,821,000	2,023,000	2,550,000
46	1,467,000	1,829,000	2,031,000	2,560,000
47	1,470,000	1,836,000	2,038,000	2,568,000
48	1,475,000	1,845,000	2,046,000	2,578,000
49	1,480,000	1,852,000	2,052,000	2,587,000
50	1,485,000	1,860,000	2,059,000	2,595,000
51	1,489,000	1,867,000	2,065,000	2,605,000
52	1,493,000	1,876,000	2,072,000	2,615,000
53	1,499,000	1,882,000	2,075,000	2,623,000
54	1,503,000	1,889,000	2,080,000	2,631,000
55	1,508,000	1,895,000	2,084,000	2,639,000
56	1,513,000	1,904,000	2,089,000	2,648,000
57	1,516,000	1,910,000	2,093,000	2,656,000
58	1,521,000	1,917,000	2,097,000	2,663,000
59	1,526,000	1,923,000	2,102,000	2,669,000
60	1,531,000	1,930,000	2,106,000	2,675,000
61	1,535,000	1,937,000	2,110,000	2,681,000
62	1,540,000	1,943,000	2,115,000	2,686,000
63	1,545,000	1,950,000	2,120,000	2,691,000
64	1,550,000	1,958,000	2,125,000	2,696,000
65	1,553,000	1,963,000	2,130,000	2,699,000
66	1,559,000	1,968,000	2,135,000	2,704,000

67	1,563,000	1,973,000	2,140,000	2,709,000
68	1,568,000	1,978,000	2,143,000	2,714,000
69	1,570,000	1,983,000	2,148,000	2,717,000
70	1,575,000	1,988,000	2,153,000	2,722,000
71	1,579,000	1,991,000	2,158,000	2,726,000
72	1,584,000	1,996,000	2,163,000	2,728,000
73	1,586,000	1,999,000	2,168,000	2,732,000
74	1,591,000	2,004,000	2,172,000	2,734,000
75	1,595,000	2,008,000	2,176,000	2,739,000
76	1,599,000	2,011,000	2,181,000	2,741,000
77	1,604,000	2,015,000	2,185,000	2,744,000
78	1,609,000	2,018,000	2,188,000	2,747,000
79	1,613,000	2,019,000	2,191,000	2,750,000
80	1,617,000	2,021,000	2,193,000	2,753,000
81	1,622,000	2,023,000	2,198,000	2,756,000
82	1,627,000	2,024,000	2,201,000	
83	1,631,000	2,026,000	2,203,000	
84	1,636,000	2,028,000	2,206,000	
85	1,639,000	2,029,000	2,208,000	
86	1,642,000	2,031,000	2,209,000	
87	1,644,000	2,034,000	2,211,000	
88	1,647,000	2,036,000	2,213,000	
89	1,650,000	2,037,000	2,214,000	
90	1,652,000	2,039,000	2,216,000	
91	1,654,000	2,041,000	2,218,000	
92	1,656,000	2,042,000	2,220,000	
93	1,659,000	2,044,000	2,221,000	
94	1,660,000	2,046,000	2,223,000	
95	1,662,000	2,047,000	2,224,000	
96	1,665,000	2,049,000	2,226,000	
97	1,667,000	2,051,000	2,228,000	
98	1,670,000	2,052,000	2,229,000	
99	1,672,000	2,054,000	2,231,000	
100	1,674,000	2,055,000	2,233,000	
101	1,676,000	2,056,000	2,234,000	
102	1,679,000	2,059,000		
103	1,680,000	2,059,000		
104	1,682,000	2,061,000		
105	1,684,000	2,063,000		
106	1,687,000	2,064,000		
107	1,689,000	2,066,000		
108	1,690,000	2,067,000		
109	1,693,000	2,069,000		
110	1,695,000	2,071,000		
111	1,697,000	2,072,000		
112	1,699,000	2,074,000		
113	1,702,000	2,075,000		
114	1,703,000	2,076,000		
115	1,705,000	2,077,000		
116	1,707,000	2,079,000		
117	1,709,000	2,080,000		
118	1,710,000			
119	1,713,000			
120	1,715,000			
121	1,717,000			
122	1,718,000			
123	1,720,000			
124	1,722,000			
125	1,724,000			
126	1,726,000			
127	1,728,000			
128	1,730,000			
129	1,732,000			
130	1,735,000			
131	1,737,000			
132	1,740,000			
133	1,742,000			
134	1,743,000			
135	1,746,000			
136	1,748,000			
137	1,751,000			
138	1,753,000			
139	1,755,000			
140	1,758,000			
141	1,760,000			

別表第4 業績給率表(第7条関係)

区分	業績給率
SS	1.2
S	1.1
A	1.0
B	0.9
C	0.8